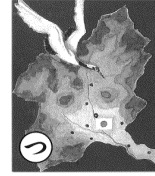




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和2年11月30日(月) 号外(第3号)

目次

条 例		ページ
○群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(人事課)	2	2
○群馬県公立学校職員の給与に関する条例及び群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(学校人事課)	3	3
○県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を改正する条例(議会議務局総務課)	3	3

## ■ 条 例

群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。  
令和二年十一月三十日

群馬県知事 山本 一 太

## 群馬県条例第五十八号

## 群馬県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(群馬県職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県職員の給与に関する条例(昭和二十六年群馬県条例第五十五号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百十」を「百分の百五」に改める。

第二条 群馬県職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百五」を「百分の百七・五」に改める。

(群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年群馬県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第四条 群馬県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第五条 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年群馬県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に、「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第六条 群馬県一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第九条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に、

「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

(知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例等の一部改正)

第七条 次に掲げる条例の規定中「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

一 知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例(昭和二十二年群馬県条例第十六号)第二条第二項

二 群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例(昭和二十八年群馬県条例第四十号)第三条第二項

三 識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例(昭和二十八年群馬県条例第三十五号)第二条第三項

第八条 次に掲げる条例の規定中「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

一 知事、副知事及び企業管理者の諸給与支給条例第二条第二項

二 群馬県教育委員会教育長の諸給与支給条例第三条第二項

三 識見を有する者の中から選任された監査委員及び監査委員の事務局職員に関する条例第二条第三項

(群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第九条 群馬県会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第六号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十七・五」に改める。

## 附 則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条、第四条、第六条、第八条及び第九条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

群馬県公立学校職員の給与に関する条例及び群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第五十九号

群馬県公立学校職員の給与に関する条例及び群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年群馬県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項及び第三項中「百分の百三十」を「百分の百二十五」に改める。

第二条 群馬県公立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項及び第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十七・五」に改める。

(群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第三条 群馬県公立学校等会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例(令和元年群馬県条例第十五号)の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「百分の百三十」を「百分の百二十七・五」に改める。

附則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条及び第三条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年十一月三十日

群馬県知事 山本 一 太

群馬県条例第六十号

県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を改正する条例

第一条 県議会議員の議員報酬等支給条例(昭和二十六年群馬県条例第九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百七十」を「百分の百六十五」に改める。

第二条 県議会議員の議員報酬等支給条例の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「百分の百六十五」を「百分の百六十七・五」に改める。

附則

この条例は、令和二年十二月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、令和三年四月一日から施行する。

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号  
電話 027-223-1111

---